

和東町総合保健福祉施設整備基本構想策定業務仕様書

1 業務名

和東町総合保健福祉施設整備基本構想策定業務

2 業務目的

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする和東町第4次総合計画後期基本計画においては、保健医療福祉の一体的な提供体制の整備を図るべく総合保健福祉施設の整備を推進することとしている。

既存の社会福祉センター及び国保診療所については建築後50年以上が経過し、旧耐震基準の建物であり耐震化改修や老朽化に伴う維持費の増加等の課題を抱えており、早急な対応が求められている。

本業務は、前述の二施設の更新と併せ、今後のまちづくりの中核的な機能を担う「総合保健福祉施設」を整備するにあたり、基本的な考え方、整備すべき機能等を定める「和東町総合保健福祉施設整備基本構想」を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで

4 業務内容

(1) 前提条件の整理

和東町の現在の保健・福祉・医療関係施設の整備状況や利用状況等を分析するとともに、関連する部署や機関から総合保健福祉施設に対するニーズを探る。

(2) 規定関連計画との整合性の検討

和東町総合計画や福祉関連計画等、既定関連計画における今後の保健・福祉・医療関係施設の整備のあり方などについての考え方を整理し、まちづくりの中における総合保健福祉施設整備の位置づけを明確にする。

(3) 基本構想の作成

整備の狙い、整備の基本方針、整備すべき機能、整備候補地の設定等を明らかにし、本施設の基本的な整備のあり方を示す。

(4) 検討委員会等の運営支援

和東町総合保健福祉施設整備検討委員会の開催にあたり、検討項目の提案、検討委員会への出席及び会議録（要旨）の作成を行う。

又、必要に応じ、関係機関の実務者で組織する和東町総合保健福祉施設整備検討ワーキングチーム並びに庁内職員で構成する茶源郷づくり推進プロジェクトチームの会議における検討用資料の作成及び会議への出席及び会議録（要旨）の作成を行う。

(5) 基本構想案に対するパブリックコメントの実施支援

パブリックコメントの実施にあたり、関連資料等の作成、意見の取りまとめ及び構想案への反映を行う。

(6) その他

①業務内容は概要を示したものであり、業務の実施にあたっては委託者と十分打ち合わせを行うこと。

②施設整備に係る検討体制については、別図「和東町総合保健福祉施設整備検討組織体制図」による。

③本基本構想を踏まえ、具体的な施設の配置、内容、規模等を明確にする基本計画を次年度以降に策定する。

5 成果品

(1) 和東町総合保健福祉施設整備基本構想

冊子：A4版 1色刷り（ただし、必要に応じて一部カラー印刷）

20ページ程度 50部

電子データ：一式

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、和東町と受託者が協議の上、決定するものとする。